

令和 4 年

双葉町議会会議録

第 2 回臨時会

4 月 22 日開会・閉会

双 葉 町 議 会

令和4年第2回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3
第 1 日 (4月22日)	
議事日程	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6
職務のため議場に出席した者の職氏名	6
開 会	7
開 議	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第33号から議案第38号までの一括上程	13
議案第33号から議案第38号までの提案理由の説明、質疑	13
議案第33号の討論、採決	16
議案第34号の討論、採決	16
議案第35号の討論、採決	17
議案第36号の討論、採決	17
議案第37号の討論、採決	17
議案第38号の討論、採決	18
閉 会	18

4 月 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

4 双葉町告示第10号

令和4年第2回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月19日

双葉町長 伊 澤 史 朗

記

1. 期 日 令和4年4月22日（金）
午前10時

2. 場 所 双葉町いわき事務所 2階大会議室

3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認について 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
 - (2) 専決処分の承認について 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
 - (3) 専決処分の承認について 双葉町税条例等の一部改正について
 - (4) 専決処分の承認について 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
 - (5) 専決処分の承認について 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
 - (6) 備品購入契約の締結について
 - (7) 備品購入契約の締結について
 - (8) 備品購入契約の締結について
 - (9) 備品購入契約の締結について
 - (10) 備品購入契約の締結について

(11) 備品購入契約の締結について

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
5番 菅野博紀君
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

令和4年第2回双葉町議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年4月22日（金曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第28号 専決処分の承認について
専決第9号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議案第29号 専決処分の承認について
専決第10号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第30号 専決処分の承認について
専決第11号 双葉町税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認について
専決第12号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認について
専決第13号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第33号 備品購入契約の締結について
- 日程第9 議案第34号 備品購入契約の締結について
- 日程第10 議案第35号 備品購入契約の締結について
- 日程第11 議案第36号 備品購入契約の締結について
- 日程第12 議案第37号 備品購入契約の締結について
- 日程第13 議案第38号 備品購入契約の締結について

閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 コミュニティ センター所長	大浦富男君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

書記 加村めぐみ

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、小川貴永君、3番、作本信一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会でご審議いただき、本日1日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時01分

再開 午前11時20分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、議案第28号 専決処分の承認について、専決第9号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第28号 専決処分の承認について、専決第9号 令和3年度双葉町一般会計補正予算(第8号)についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ753万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は330億1,748万5,000円となりました。

歳入につきましては、国民健康保険基盤安定費の精査により、国庫支出金に173万9,000円、県支出金に579万9,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出につきましては、民生費の国民健康保険特別会計繰出金の増により1,005万2,000円を追加し、予備費は251万4,000円を減額いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。第15款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第16款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第29号 専決処分の承認について、専決第10号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第29号 専決処分の承認について、専決第10号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億5,139万2,000円となりました。

歳入につきましては、保険給付費等交付金に係る県支出金は785万2,000円を減額し、保険基盤安定繰入金に係る繰入金に1,005万2,000円を追加いたしました。

歳出につきましては、療養給付費の増により保険給付費を220万円追加いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第5、議案第30号 専決処分の承認について、専決第11号 双葉町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第30号 専決処分の承認について、専決第11号 双葉町税条例等の一部改正についてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、町税の課税事務においても、直ちに所要の改正を行う必要があるため、双葉町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、議案第31号 専決処分の承認について、専決第12号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第31号 専決処分の承認について、専決第12号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税事務においても、直ちに所要の改正を行う必要があるため、双葉町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第32号 専決処分の承認について、専決第13号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第32号 専決処分の承認について、専決第13号 令和4年度双葉町一般

会計補正予算（第1号）についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額は211億2,200万円となりました。

歳入につきましては、橋梁撤去事業に係る財源として、国庫支出金に2,200万円を追加いたしました。

歳出につきましては、本年3月16日に発生した福島県沖地震により、JR常磐線の東西を結ぶ深谷跨線人道橋の桁が外れるなど大きな被害を被ったため、その撤去費用として土木費に4,000万円を追加し、予備費は1,800万円を減額いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。第15款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。第8款土木費。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 復旧、災害、これはすごく関わることで、多分これだけではないと思うのです。今、双葉町はほかの市町村と違って住民が住んでいないことによって、まだまだ被害ある部分があるのかなというのがあるのですけれども、今建設課自体が人員は結構いるのですけれども、それ以上の仕事があるので、そのついでにというわけにもいかないですけれども、まだ被害があるような場所があれば、どんどんこういうものに専決でも何でも着手してほしいと思っています。それは解除まで時間がない。皆さんが自由に入るようになったときに、そういうものでけがしてもらったりなんかするのも困るので、そこら辺は課長大変でしょうけれども、目配り、気配りみたいなものをしてもらって、今後そういうもので事故が起きないように。

また、最近地震が多いので、ぜひとも壊れる前に先に手をつけておけばというものもあると思うので、そこら辺お答えしていただければと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

藤本建設課長に説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 藤本建設課長。

○建設課長（藤本隆登君） ただいまの菅野議員のご質問についてご説明申し上げます。

菅野議員のご指摘のとおり、まだ直していないところは町内にございます。本年度3,000万円道路の補修費を上げておりますので、これにて現況修繕していない箇所、そちらに当たらせていただきま

す。また、帰還困に関しましても、そういった箇所はまだありますので、それにつきましても真摯に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号から議案第38号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第33号から日程第13、議案第38号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第38号までを一括議題とします。

◎議案第33号から議案第38号までの提案理由の説明、質疑

○議長（伊藤哲雄君） 議案第33号から議案第38号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第33号 備品購入契約の締結についてであります。双葉町仮設庁舎に設置する備品の購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第34号 備品購入契約の締結についてであります。双葉町仮設庁舎に設置する備品の購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第35号 備品購入契約の締結についてであります。双葉町仮設庁舎に設置する備品の購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第36号 備品購入契約の締結についてであります。双葉町仮設庁舎に設置する備品の購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第37号 備品購入契約の締結についてであります。双葉町仮設庁舎に設置する備品の購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第38号 備品購入契約の締結についてであります。双葉町仮設庁舎に設置する備品の購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

直ちに一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 議案としては随分分かれていますが、取っているところは1社。先ほど全協でお聞きした中では、いろいろな得意分野とか何とかがあるために、8社指名したということで、その入札の中で辞退がかなり多かったみたいな話も出ていましたが、逆に言ったらやった方がいいのか悪いのかというよりも、これだけのこと、1億円以上の入札になりますよね、混ぜると。細かくやれば1,000万円ちょい、高くても1,500万円程度のものですけれども、これは8月いっぱいでの納期は間違いなく大丈夫なのでしょうか。そこら辺気になります。納期、これだけの事情があって、これだけのものを1社で決めるというと、納期が間に合わなかったとき、これは双葉町仮設庁舎、昨年来から言っているように、それでなくても一回遅れているので、今後物品が入らなかったから、この場所は使えませんよとか、そういうふうになる可能性はないのか、お伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

1社で取ったという事実、8社が入札をしたというふうな報告を受けておりますし、結果として1社がその案件について取ったという結果でありますし、そういったことに関して、今ご質問の中身につきましては総務課長に説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦富男君） 菅野議員の質問にご説明いたします。

今回、契約業者となりますこの業者につきましては、当然8月末、8月31日納期ということで入札前からお話をして入札をしておりますので、物によっては確かに海外受注の生産品もあることは伺っておりますが、必ず8月末までに納入ができるよう、これは業者のほうを指導していきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 例えば在庫とかそういうものを整理した中で、それであれば分かるのですけれども、現状車とかそういうのだって半年待ちだとか、そういう中で、入札してできませんでしたというの、結局町にも不備があるようになるのかなと。これだけ分割して、一括でやってもよかったものを、分割にしてやっていろいろなものにやってもらいたかった。その責任を持てるような入札で落としてほしかったというのがありますけれども、結局、結果的に1社が取ってしまったということは、この時期に間に合わなかったというものは、町の威信に関わることなのかなと思うので、例えば間に合わなかったときに、それだけを待つのではなくて、こちらにある物品とかそういうものを、全員が全員行くわけではないので、残さなくてはならないものもあるかもしれないけれども、その対応、物品が間に合わなかった対応というのは、双葉町としてどういうふう考えているのか。ないものを先に言ってもらって、その代替品とかそういうものの準備等々もできているのかをお聞きします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

当然、今回入札で取った業者に関しましては、8月末日まで物品、備品の納入ということはやっていただかなくてはならないと。ただし、結果としてトラブルがないとは言えませんし、そういうふうなことが起きた場合に、対応策ということでおたがしがあったと思います。当然、こちらのいわき事務所にもいろいろな備品が備わっておりますから、そういったものを代用して、そういうふうな問題が起きた場合の対応策としてやっていけるようにしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町のもくろみとしては、本当はいろいろなところにやってもらったほうがいいのかなという感じだったと思うのですけれども、指名委員会というのが町であるのだったら、そこできちっとしたような形でここには入れるけれども、ここには入れないと。ただただここで8社でやりましょう、全部やりましょうとか、指名委員会の在り方も僕は双葉町は考えなくてはならない時期に来ているのかなと思います。普通に全部が得意そうなところで、これはこれとかというふうに分けて分けた意味がなくなってしまうので、今回のことを教訓に指名委員会でもうちょっといろいろなやり方というのを、他町村を見たりいろいろなのをちゃんと見て考えていただけるのか、最後の質問なので、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

指名委員会、私は入っているわけではございませんが、当然指名委員会に入っている委員の人間に関しまして、しっかりと公正に入札に参加できるような取り計らいをするというのは当たり前でありますし、結果として当然誰でも指名に入れるというわけではございませんし、当然ルールにのっとって入っていただくと。その結果、多くの方に参加をしていただいて入札をしていただくと。そういうふうな取り計らいというのは、当然考えていかなくはなりませんし、今までもそういうふうにしてきているはずですし、今後もしっかりとそういうふうな公平公正な観点から入札に関する業者の選定をしていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで一括質疑を終わります。

◎議案第33号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第33号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第33号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第34号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第35号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第36号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第37号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和4年第2回双葉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時55分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 小 川 貴 永

署名議員 作 本 信 一